

遠距離通学等による通学費支援

遠距離通学等による高額通学費の一部を補助します
申請時期は令和6年7月から令和6年12月まで！！

◎ 対象者（①～③のすべてに該当）

① 所得要件を満たす方

（※1）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の
4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※1）

【計算式】

令和6年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

② 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の 1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える方

③ 他の通学費支援（※2）を受けていない 高校生（県立の通信制除く）、県立中学生、私立中学生（※3）

（※2）県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など。

（※3）県立の中高は教育支援課（098-866-2116）に確認して下さい。

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※4）が
15,000円（基準額）を超える場合に、15,000円を超える部分を補助（※5）

（※4）オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

（※5）100円未満切り捨て

おねがい



請求時には、

通学定期券・通学回数券の領収書、

高速バス回数券の表紙

が必要です。捨てずに保管しておいてください。

申請様式等は、学校事務室で配付または
沖縄県総務私学課のHPに掲載をしています。

※申請書の提出は学校事務局へお願いします。

沖縄県私立 遠距離通学



【お問い合わせ】 総務私学課 098-866-2074

おねがい！！

通学定期券・通学回数券の領収書原本や、
定期券の券面（表裏）のコピー、
高速バス回数券の表紙の原本は
必ず保管しておきましょう！

補助金の請求は年2回まで可能です（分割、一括どちらも可）。

請求時には、領収書原本や通学定期券の券面のコピー、通学回数券の表紙の原本の提出が必要です。

※補助金請求は、令和6年9月と令和7年3月の年2回です。

1. 9月に請求する場合は、未請求分を請求してください。
2. 9月に請求していない場合は、令和6年4月から令和7年3月までの年間実績分で請求してください。

通学定期券

○○ ⇔ △△
R6.○月△日まで
氏名 金額

通学定期券の券面には、有効期間と氏名、金額等が印字されています。
※定期券の更新時には印字内容が上書きされるため、更新前にコピーをとってください。

区
間
・
〇
〇
円

| | |
|-----|-----|
| 回数券 | 回数券 |

通学回数券の表紙には、回数券の区間と区間あたりの金額等が印刷されています。
表紙は必ず保管し、補助金請求時にすべての表紙の原本を提出してください。

申請書記入例、FAQ等は下記のホームページに掲載しています。

沖縄県私立 遠距離通学



【お問い合わせ】総務私学課 098-866-2074